

H 1 5 年度第 2 回県民活動審議会基本計画検討委員会議事録

日 時 平成 1 6 年 2 月 9 日 (月) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0

場 所 県庁共用第 5 会議室

- 1 事務局から説明 (省略)
- 2 意見交換

(委員長)

ありがとうございました。前回は基本的なこういう管理運営のことを審議しなきゃいけないという話がでたのですが、今回もう少し資料を補充していただいて、ポイントがいくつかあると思うんですけども、市町村との役割分担、この話は以前から出ているとは思いますがけれども、それからそれを踏まえた上で、例えば市町村合併が進行して市町村のセンターが続々とできていった場合に、例えば存廃をどうするかという話ですね、そういう話も今日は出ております。あるいは、当面はそこまでの話はいかないとしても、管理形態をいわゆる民設民営にしたらどうかという議論もずっと出ていると思いますけども、それから最後に指定管理者制度という問題で、なかなかまだこの県民活動支援センターの、基本計画も先ほどありましたが策定されて間もない時期ですし、支援センターを今後どうしていくかということについて、はっきりした方向性を出すと難しい部分もあるかもしれませんがけれども、こういう方向性を県の方から審議していただきたいということですので、何か御意見がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

これは、基本的に今述べてあるいろんなポイントについて、ここで意見をということですのでよろしいわけですね。からまりあっていると思うんですが、役割分担の話があると思うんですね。それで役割分担とその設置形態、それからその存廃の話が関わってくるんだろうと思うんですけども。

(委員)

最初から、資料として出てきたところを見ると、非常に上段から眺めてという形になるんですが、そうではなくて、地域の側、県民の側から、あるいは活動団体から眺めてみると一体どうなのか、ということも一つ大事だろうと思っています。それはなぜかという、市町村合併がらみで市町村がそれぞれ支援センターをおつくなるだろうと、つくっていかれるように御指導をなさるでしょうし、そうあってほしいなという思いは一つあります。それともう一つ、活動分野が 1 7 分野、実際には 1 6 ということなんですが、分野がそれぞれ広がってきて、その分野ごとの支援センターというか、専門性や情報も含めてですね、活動の中身の質が高まってくると、どうしてもその専門性が問われたり、あるいは活動の質の問題ということも、あるいは情報をどう獲得していくかっていうことで、分野別の支援センターの構想というの、同時に必要になってくるんじゃないかなと、求められてく

るのではないかなというような思いがしています。広島でも当初から地域型と、それからもう一つは分野別のそういったものが同居するような時代というのも来るのではないかなというような話もしてきたのですが、そこらあたりの検討も一つはいるのではないかなと。これは直接関わっていらっしゃる船崎さんあたりで、その相談業務も含めて、展望がこれからどうそこらあたりの変化があるだろうかなというのが予測がもしあるようだったら、その話を聞かせていただけたらなというような気がいたします。これは検討課題のところあたりで、ちょっと気になるころなんで、少しお話が聞けたらいいなと思ってますけれども、いかがでしょうか。

(委員)

ちょうど今、昨年でしたか環境省の拠点を立ち上げようということに関わらせてもらってワークショップをやらせてもらいました。その後、中国5県で活動されている環境に係る団体さんが集まられて、いろいろな視点で今、拠点づくりに関わっていらっしゃいます。私もその一員として入っているんですけども、やっぱり運営は公設公営でいくという形で最初は流れていくようです。けれども、やはり話の中で出るのは、環境について詳しい人達が集まって活動する場がほしい。そこには専門的な知識や地域を越えた分野ごとのそういう交流を是非もっていきたいという話がよく耳にいたします。それは別の面でいうと、例えば消費生活であったり、男女共同参画であったりという形で私の理想としては一つの建物の中に、そういった分野ごとの拠点をもち、拠点としての相談業務ができる人たち、専門性が高い人たちがそこに同時に存在していながら、各フロアでいろいろな悩みや相談が受けられるような体制づくり、また先ほどから先生が言われたような地域ごとにその支援センターを設置していくという、両方で動いていかななくてはいけないのではないかなというのは実感としてもっております。私どものところに御相談があったときに、福祉に関してはやはり福祉の専門的な御要望をお持ちの例えばボラセンさんですとか、あるいは県の方でそういった業務に携わっている方に行っていただく。私たちが全て答えられませんので、実際にその中で専門的な知識をもっていられる方々をお願いしてそちらに行ってもらおうということも現状としてはやっております。嘘を伝えるよりも本当にいい形でアドバイスができる方向としてのあり方を私どもセンターでは今運営の柱としていますので、より、あの申し訳ないんですけど、行政側にたっているというよりは、活動団体さんが求めていらっしゃる答えを見つけられやすいように私たちがアドバイスできるようなところにお話をつないでいるというのが実情です。そういう形で今動いています。できればそういうものがあればいいなと思います。それと、山口県は他県に比べて支援センターの数が多いんですね。実際に県民活動支援センターを入れて10ヶ所、こんなに多いところというのは他にもあるとは思んですけど、すごく恵まれているというふうに日本NPOセンターの方からも言われますし、また公設公営、民設民営、公設民営、その3つの仕組みの人たちがうまく連携をとって協力しているというのも、他県ではあまりない、本当に民間で動いている人と、行政的な動きをしているところは、仲良くないというところもよく耳にしますので、交流がないということもよく耳にしますので、そういう意味ではすごくいい形で動いているのではないかなというふうに思います。

(委員長)

その他なんでもございましたら。これも前回はあったと思うんですけど、一体これにそれぞれについてどういう意見を、何を検討すればいいのかというところが不明確な部分もあって、要するに存廃とかいろいろ出ていますけれども、しかしながら、当面はこのままの体制でいっていいことも支援センターの方向性のところの5ページあたりに書いてありますので、当面の運営とそれからその後を睨んだ運営ということになる運営形態ってことになるんだろうと思います。

(委員)

資料の市町村合併の取組状況なんですが、91%ということになるとあと5団体、5自治体ぐらいですか。単独でいかれそうなところというのは。

(事務局)

合併協議会を設けてまして、5市町ですかね、これだけはまあ未参加ということです。だからほとんどの市町村が加わってやっているとということになります。

(事務局)

それと参考までに申し上げますけど、今の各地域から法定合併協議会で新市建設計画の案が我々の方にもあがってきております。その中に県民活動の部分につきまして、我々の方から意見があれば申しとれないかという中で、いろいろ新しい新市のまちづくりに県民及び県民活動団体が参加しやすいような仕組みづくりといいますが、体制づくりというものをいれさせていただいて、もう既に具体的に支援センターがなかった部分で、地域におきまして具体的に支援センターをつくりますというようなことをあげてきておる、実績があがってきております。

(委員長)

そのほかございますかね。今出た意見というのは、いきなりは存廃という話よりも、センターの、先ほど言った専門性を高めていくとかですね、あるいは一つの拠点の中に、公益的な拠点として例えば複数のいろんな専門領域の支援ができるようなセンターに衣替えしていくとか、そういう形で機能をやや特化していく、あるいは変えていくというような形で、すぐには何するとかそういう話にはなかなか、今まで出た御意見ではそういう意見は出ていないと思うんですけども。とりあえず今の時点では多分市町村の支援センターなんかの場合は企画づくり、もちろん県民活動支援センターもそういう面を持っているのですが、企画づくりがやはり中心になってるところすごく多いと思うんですね。ですから、NPOの法人化相談なんてのは、おろしていけばできることかもしれませんが、とりあえずそういう法人化に係る部分は県が責任を持っているわけですから、県民活動支援センターが中心になってやるとか、それからここにもありましたけど、全県的な交流みたいなんですね、これもどういう形でやるかっていうこともありますけど、そういう交流の一つの媒体として多分、そういう機能があるんだろうなという気がします。それから、あとでも出てきますけれども、協働のようなものが今度は出てきたときに、その協働ってのを例え

ば直接県とそういう該当となる団体とが例えば評価も含めて直接やりとりをするだけでいいのかどうなのか、例えばセンターがコーディネートするとかですね、あるいは評価に関わっていくとか、第三者的なものですよ、そういう可能性もあるのかなと、ちょっとこれは私の思いつきなんですけど、いろんなことが考えられると思うんですけども、今のその役割分担の部分についてはいかがでしょうか。他に御意見はございませんか。市町村とこの県のセンターとの役割分担という点ですけども。

(委員)

今まちづくり計画の中で、どうなんですかね。中身がまだ漠然としてるんでしょうね。新しいそういうしくみをつくりたいというぐらいのことで、そこで何をやるかっていうのは。

(事務局)

システムを構築していくという程度で、あとは抽象的に市民及び市民活動団体によるまちづくりと、それを支援していく支援拠点づくりを進めますというような言い方その程度ですね。今からそれに基づいて、各地域で具体的な進め方について検討されると思うんですけど。

(委員)

ですから、今県民活動支援センターがやってる業務からいくと、先ほどからお話があるように、相談業務の極めて初歩的なところぐらいかなあというような推測しかできないんですよ。それからいろんな市民活動団体がおありでしょうから、そういうところでのサポートができる部分、あるいは情報提供ができる部分をそういう取り次ぎの窓口ぐらいかなというような気もするので、そうなってくると、もうちょっと県レベルで少し力を入れるなり、県の出先単位ぐらいでブロックのそういうシステムがしっかり動いてもらうというようなことも必要なのかなという気はしますよね。当然大きい流れの中では多分、地方分権の、いかに地域への分権を進めていくかという一つの流れの中でサポートセンターを考えるとこの考え方も一つあると思うんですよ。県で全体をサポートできる部分と、地域というかブロックでいくのと、生活に一番近い所の市町村で考えていくというのも、多分システムを3段階につくるということではなくて、課題によってはそういうとらえ方もして問題解決していかざるをえない部分もきっとあるんだろうと思うんですよ、テーマによっては、そこらあたりにどう、役割をそれぞれが果たしていくのか。多分、今まで県民活動支援センターというのがなかなか出かけていったというのが、そういうチャンスがまだまだ少なかったというように思うんですよ。いろいろ実績も見せていただいたりすると。そうなってくるとブロック単位での発想というのも、かなり重要になってくるのではないかなと。新市が広域にわたるといのはわかりますけども、多分その新市になっても二つあるいは三つくらいはですね、連携して対応しなきゃいけないようなテーマも生まれてくるのではないかなというようなこともちょっと想像できるものですから。そうなってくると、このフレキシブルに動けるようなシステムを、最初から枠を決めるっていうのではなくてですね、構想しておいたほうがいいかなというような気もするんですよ。雲の

上で相撲をとるような話になるんですけど、軸足が決まらないという感じです。

(委員長)

ありがとうございました。今長期的な目を見た時に存廃に関わるような御意見なんですけど、たとえば民設民営とさっき話がありますが、民設民営になった場合は存廃するっていうのは県が決めることじゃなくなるわけですよ。だからその辺の話が随分からまっているので、どういう運営形態かという話と、今言ったような方向性の話っていうのがかなりからまってくるので、ちょっと御意見をもらうくらいしか今日はできないと思うんですけど。そのほかなにかございませんでしょうか。今の民設民営の話にからめてでも結構ですけども。

(委員長)

これも、当面は公設民営でということに多分なっているんだろうと思いますけど、前回は安藤委員さんがおっしゃったように、民設民営の場合、民設民営の形によって随分と運営状況が変わってくるというか、かなり予算的に厳しいっていうような状況がでてくる場合もあるでしょうし、山口県の場合は今想定していらっしゃるの財団の方を考えていらっしゃるようですから、これは外からみるとあまり民設民営には見えないんじゃないかという気がしますけれども、比較的、財源的にはそういう意味では安定しているのかもしれないけれども、その辺の民設民営といっても、形式よりも中身の問題でかなり運営形態が左右されるんだろうな気がしていますけれども。

あの資料で他県の例がございませよ。これで例えば運営方式がほとんど今は公設民営が多いのかなという気がしますけれども、民設民営も様々なものがあって、それを今検討してるところもあるのかなという風に思いますけれども、広島だとか東京だとかは民設民営で補助ですかね、そのような形になってますけれども、他県なんかのケースはどうなんでしょうか。そのへんの実態ですよ。やっぱり、いわゆる外郭団体にあたるような財団に委託して、委託というか民設民営だけれど、実体上は財団が運営しているというようなケースが多いのか。

(事務局)

例えば東京都さんの場合はこれは社協がやられておりますですね。それから、岐阜のNPOセンターさんの場合はこれも財団的なもんだったと思います。ほぼ民設民営も、島根県の場合も大きな財団法人的なもんだったと思います。安藤先生のところは特別やっぱり民営らしい民設らしいところじゃないかと思います。

(委員)

代表理事がコンサルなんで、コンサル経営のサポートセンターみたいな感じなんですよ。あの受託事業も含めて。ですから非常に中身もユニークで、昨日は新規事業開拓の受託調査で、まさにコミュニティビジネスのローカル版がどういうのが可能性があるかみたいなことを県から受託して、その調査をやった。ですからかなり中身のレベルの高い受託調査なんですよ。並みに考えてるNPOへの調査委託ということではなくて、コンサルが

受けるような調査を受けてやってるという。

(事務局)

やはりNPOではあるんですね。

(委員)

ええ。窓口は岐阜NPOセンターが受けて、そういう調査をやっている。

(事務局)

うちは今まだそこまで考えてないと言いますか、例えば民設民営だったら株式会社でもいいじゃないかという話もひょっとしたらなるかなというのもございます。ただまあ、会社組織になるとそこで利益があげられるのかという問題もありますから、基本的にはやはり民設民営ってのはどっか行政側が補助出さないと、なかなか山口県の場合は難しいだろうなと思います。

(委員)

相談業務で一口、弁護士さんやなんかそういった方々と同じようにとればいいですけども、そうでないんで。どっかで稼いでそういう公益性の高い業務を自主運営していくというのは、それはよっぽど人格がよろしくないといけないだろうなと思います。ですから本当にサポート業務というのが、ボランティアな形でできるものなのかどうかという根源的な議論というのも一つあると思うんですよ。ですから我々もどっかでごまかしながら、どっかで収益をあげて基本的な屋台骨を運営しながら、なおかつ本来しなければいけないであろう業務を展開してるということで、16年度はもう県からの委託もゼロになりましたしね、はっきりいいまして。緊急雇用はうちは県ではなくて広島市の方の緊急雇用を受けているのですが、県行政とは今全く関係のない形ですよ。ですから昨年度と今年度まで補助金をもらってますから、その継続ができるかどうかというのはちょっとうちの財政の問題で情報提供がですね。ですからそういう面ではサポートセンターのメニューの中で本当に自主的にできるのかどうかというのがやっぱり吟味されて民間の方がおやりになればおやりになっていいですけども、よほどなにかしっかりしたスポンサーがつかないと、ちょっと無理なんじゃないかなと思うんですよ。

(事務局)

やはり特定のスポンサーと言いますと問題がありますので、そこは公共のスポンサーになるんでしょうね。

(委員)

ですよ。ですから、よく話が出るんですよ。内部的にもね。というのは中国電力だとか、広島企業に応援をあおぐみたいなことも必要ではないかとかですね、あるんですが、どっかにボーンというようなことも当然今の時代できませんから、小口でいろいろとかつてというような話は出ながらも、なかなかそうはいかない状況はありますよね。ですから、

自立はしたいけどもなかなかできないという、行政からもそうですけれども、民間からもそう。

（委員）

実は先週静岡に行って来たんですよ。私SOHOのNPOをやってます。これは産業振興の話なんですけど、SOHO静岡ってのがありまして、ここはあの商店街の真ん中にですね、県が場所だけ提供し、市が運営資金を出して、静岡銀行が人を出してるんですね。インキュベーションマネジャーという形で。バリバリの銀行員で、もう退職するとかっていう方じゃなくてですね、新規事業を開拓するようなプロジェクトをやった人がズボっと入って、そのままビジネス戦争をSOHOの中に持ち込んで、新しい技術とかアイデアを持ってる、主婦だったり、そういう人と大きな企業を結びつけてビッグビジネスをつくっていくようなことをやってるところもあるんですけども。そういう形はちょっと支援センターにも応用できるところがあるのかなと思ったんですね。なかなか、今のいろんな支援センターで勤務されていらっしゃる方の形態をみてもですね、以前にも話題として出したんですけど、単年度契約とかいろんな部分でなかなか継続して働けないという中で、難しいところがあるんですが、そういう企業からの出向という形で才能のある方が来て、ダメになったら元に戻ればいいやという話の中でですね、ただし出向したからには企業の中でもその人の将来がかかっているわけなんで、かなり一生懸命やるといような仕組みがきちっとできてるんですよ。そのまま持ち込めるかどうかというわけにはいかないと思うんですけども、そういう発想があってもいいのかなと思いました。

（事務局）

途中から参りまして恐縮ですが、山口県民活動支援センターですね、私どもでも民設民営という話があって、いろいろな中で検討する中で、さっきのいろんな運営の財源の問題とかいろいろと考えますと、当面は運営においてNPOの皆さんのいろんなお力添えをいただくということで、ここの施設の設置形態はですね、当面の間は公設がいいじゃないかというような結論に実は達しております。

そうした中で、一方では県の方もですね、これからは行政分野も民間のいろんなノウハウとか、知識とか、そういうような活動等があって、県自体もですね、そうした県全体の中でどういう方向でいくのかというのを課題になってますし、一方できらめき財団もですね、今、中長期の運営計画をたてておるんですけど、その中で県民活動支援センターをどうするかというのがですね、大きな課題になっています。ですから今回出させていただいたのはですね、そういった中で私どもの考えとして当分の間は公設民営がいいんじゃないかということについてですね、御意見をいただきましたかったのと、それと市町村合併が進む中で、県の行政の枠がかなり変わってまいります。それで、いろんな行政相談、県民活動だけでなく、わたしは消費生活の関係もあるんですけどね、そうしたものは身近な市町村で受けられる体制が合併によってできてくるんじゃないか。というのは、実は今まで市町村によっては絶対数が少ないということでどうしてもいろんな相談体制を設けても、十分に機能されずに、また機能してないからですね、相談に行かないという悪循環があります。しかしながら、今度は合併によってやはり市町村が窓口相談を受けられるそういう体

制も必要なんじゃないかということで、消費者問題と合わせてこの県民活動の相談窓口もいろんな形で身近で受けられるように要請していきたいというふうには思っています。ただ、一方で委員長さんの方からお話がありましたように、私ども県の県民活動支援センターはですね、一つの行政といろんな県民活動団体の、いろんな形とのコーディネート機能をもっともっと持たせるとか、それとか情報データバンクっていいですかね、そうしたものをいろんな形でコーディネートできていくような、そういう新しい体制が必要なんじゃないかと思っています。だからいずれにしても、こうした曲がり角に今節目といいますか、曲がり角にきておりますので、こういう問題を提起させていただきながら、いろいろな御意見をうかがいながら、県民活動支援センターについて県民活動の大きな柱でありますので、よりよい方向をさぐっていききたいということで、提案させていただいておるといふうにご理解いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

さきほど、平田委員さんがおっしゃった静岡の例ということは、やっぱり公設は公設なんです。まあ、パッと議論してすぐ結論が出るような話でなくて、我々もよくわからないところが多分あると思うんですけども、いかがですか。吉岡委員さん、林委員さんこの件について御意見がございましたら。

(委員)

本当に話を聞いてて難しいな、というのはなかなか実感をつかめない話なものですから。ただまあ、今課長さんがお話になりましたけど、市町村合併の動向ももちろん大きく影響しますけれども、なかなか県が思っていらっしゃるようには進んでないかな、また進まないのかなということを思いますと、どんどん市町村に移していくにしても、あまりにもバラつきが大きくなりすぎるんじゃないかなという感じがします。そうすると当面はやはり、県の方でかなり面倒みていかざるをえないのかなっていうのが実感、私が感じてるところですね。ですから、私は課長がおっしゃったところで、当面はやらざるをえない。当面するのはどのぐらいになるか別としても、やらざるをえないのかなとは思いますが。

(委員)

さきほど課長さんの方からお話がありましたように、やっぱり公設民営ですか、財源がやはりないとなかなか動きがとれませんから、その辺で補助いただきながら実際に活動するということがどうしても当面は残ると思われそうです。それから、さきほど委員長さんがおっしゃいましたが、やっぱり媒体としての支援センターとか情報提供のとか相談とか、いろいろなコーディネートをやったり県の県民活動支援センターというのは市町村の支援センターを励ましながらかつながら助けながらという、そういう意味合いを強くもってるように思うんですね。すぐ市町村にパッとこう、なにもかもというわけにはいかないだろうと思います。ここにあげてありますような、4の課題の検討のところ、センターのあり方とか、市町村センターはという項目に書かれているようなことが逐次行われていかなければならぬかなと思っております。

(委員長)

ありがとうございました。この問題について、すぐに結論を出すというような話ではないと思いますので、今、委員の方々からいろいろ意見が出てすぐに市町村にという、でもなかなか思ったようにはいかないかもしれないとかですね、あるいは県で、広域で持つ、あるいはブロックでもつような独自の機能ですとか、そういったものもありうるかもしれない、そういう面でその県民活動支援センターがより機能強化をしていく方向もありうるかもしれない。あるいは財源の問題ですね、そういったことを御検討いただいて長期的にそういう運営設置形態をどうするかということ、考えていただく、県の方にもいろいろ案を練っていただくという形がよるしいんではないかと思います。それから、この指定管理者制度、これは結構来年度までには結論をというふうな話になってるんですが、これは少し補足していただいた方がいいかなと思うんですが。

(事務局)

資料にもつけておりますけれども、指定管理者制度を昨年の9月に地方自治法の改正によりまして、NPOと民間事業者に委託できるということで、県の方でも先ほど言いました行革審の方でもできるものは早期にやれというような方向性も出ております。我々の方は先ほど言いました基本計画が出たばかりであるとか、NPOがある程度今時点でおきまして、単独で経営できるかどうかという部分もありまして、その辺で法律の主旨も3年間そのために準備がいると、検討期間がいるということでおいているわけでございますので、できれば私は16年度中までにある程度の方向性を出して、早ければ17年の4月からできる団体があると、具体的にそういうことで指定できるという判断がくだればそれ自体でもいいし、更にギリギリまで待って18年4月にこうするという結論でもいいと思います。その辺は今からいろんな中味の検討をしなければいけないわけでございます。まだ問題がかなりあります。

(委員長)

すみません。ちょっと法律の改正のことを良く詳しく知らないのです。これはもう時限がきられてるものですか。いつ導入してもいいってわけじゃないわけですね。

(事務局)

そうですね。18年9月1日までに、指定管理者の導入をしなければならないということです。だから、昨年の法律、9月2日に施行されてちょうど3年間の準備期間をおいております。なかなかNPOと民間事業者が独自に運営できるかどうかということを検討すれば、いろいろ問題点もございますのでしっかり議論しなさいということでしょう。

(委員長)

これは県の他の部課なんかでは、かなり検討を進めてるのでしょうか。

(事務局)

10月くらいからやるというところも聞いております。早いところはもう準備かかって

いるところもあります。それは条件の整った、例えば極端に言いますと、きららの自然観察公園あたりは自然なんか、そういう専門のNPOがあればですね、やりやすいという部分がありますけど、そうなるとの確証を得ておりませんが、例えばそういう部分、要件が整ってあるそういう団体があればスムーズに移行しやすいのではないかなと思います。

(委員長)

この点について何か御意見とかございましたらよろしく申し上げます。これもちょっと難しい話と思いますけれども。

(委員)

ネット21のスタッフの皆さん方も含めて優秀なんで県の方が躊躇されるのは内部的な問題だけの話じゃないかなと僕は思っておりますよ。本当、ここで言うのも変なというか、当たり前なことなんですけど、やっぱりサポートセンターとしてのシステムはすごく立派ですよ。スタッフの複数制というのも非常にいいですし、いろいろ質が高まったということが評価できるんじゃないかと思うんです。そういう意味では早いうちに、室長が言われるほど先ではなくて、もっと早いうちに結論が出てもいいのかなと。ただ、受ける気があるかどうかのも問題ありますけどね。それは条件次第というような話にきつとなるでしょうから、これ一本を支援センターだけでいくというネット21になるのか、それとももっと違うところで幅広いNPO全体の活動をするネット21になるのか、今度はそっちの方の問題もあると思うんです。ただ、ここで議論するのはどうしても支援センターだけの話なんで、受け手の中身がどうこうという詮索ではないもんですから。でも本来であれば、ここにちょっと御説明もいただきたいなと思ってチェックはしてきたんですが、今の支援センターの中身がやっぱり調査研究が皆無というのは非常に問題だろうなと思ってたんです。それが資料1の3ページ目の上のところにマルで新ということを書いて新規事業なんだろうなと思いつつ、これがきらめきと県の方しか4つしかあがってないんで、サポートセンター、支援センターの方に新が一つもないなと思いながらですね、ちょっと気にはなるところなんです。そこがやっぱり充実して、現場として充実してこないサポートセンター本来の役目というか機能というか、あるいはこれから先の期待できる部分というのがどうしても見えづらいというんですかね、提言も含めてやりにくい。それを自前でやって出してこいってことなのかなとも思ってみたりもするんですが、ちょっとそれだと厳しいかなというような気もするんで、そこらあたりがやっぱりもうしばらく今の体制でということになれば、補強あるいは強化されてということになりましょうし、きらめき財団の話がポンッと飛んでいってるんで、もう一度そこらとのすりあわせなり、あるいは県ときらめきの方ではなくて、きらめき財団と支援センターとの関係がもっと具体的にこういう形で動けば、機能的に動くし成果が期待できるというようなことが、船崎さんなかなか言いにくいだらうと思いますし、平田さんがお話されるかどうか役割分担をしていただいて、もう一步二歩うちだしていけるような今の支援センターであれば、市町村もお手本にしやすいじゃないかと。現状そのままっていうんではちょっと物足りない部分もあるように思うんですよね。そこらは是非、県としても、県民活動をベースにして山口、

新山口県をつくるというような意気込みでありなんで、ただNPOということではなくて、3つの活動母体になるコミュニティ、ボランティア、NPOをどう活動の中身を濃くして高めていくのか、それ以上に大事に思っているんで雛形になってほしいと思いますし、そこら辺りの心意気をですね、具体的な事業の中で落としていただくと、もっともっと県民の皆さん方にわかりやすいのではないかなと私は思いますけどね。

(委員)

あんまり今言うとな来年のコンペに向けて全部バラしてしまうようになるので、言えないんですけど、今安藤委員が言われたように、私たちができることというのは委託業務を受けた中でしか動けないんですよ、センター運営に関しては。相談業務ですとか、NPOの法人申請とかってことに関しては、今までやっていることをどうするかってことも含めて、再度みんなで考えています。けれども、今まで一年目はとにかく、支援センターとしては、公設公営時代とは違うところを見ていただきたい、より県民側に立った視点で動きましようという形で一年やりました。で、二年目は特に地域のセンターとの違いということで、もうNPO法人の申請というのは他のセンターにはすごく重いもので、例えば書式にしても相談の一つ一つの定款づくりにしても、自分たちにはできないよと、さぼらんでさん以外はそういう形だったので、そこに力を入れましようということで二年目は動きました。もし来年コンペに出るとしたら、仮定なんですけど、協働という視点、コーディネートという視点に動きをおいて今後一つやっていきたいということ。さらにそれは先ほどのデータベースに近いような形で各地域に出かけて行って、団体さんにどういうことができるか、どんなことを求めていらっしゃるかということヒヤリングして歩きたいというところもちょっと話の中では出ています。また、それ以外にもできればNPO法人の比重を下げて法人申請はもう県におまかせして、私たちはマネジメントのところ動きたいというふうに思っています。実際に立上げは書類さえできれば誰でもできるんですけど、その後の運営やその後のしくみづくりですごく悩んでいらっしゃる方が多いので、そういうところはやっていかないといけないだろうということ、さらに地域のセンターの人たちが少ない予算の中で民設民営の人たち、あるいはほんとうに緊急雇用で動いているセンターがあるので、そこと連携をとりながら、団体訪問やいろんな調査に関わるといいなというふうに私は考えています。ただ、それが、動けるかどうかというのは今後の大きな課題にはなるとは思いますし、コンペで落ちるかもしれませんので、よくわかりませんので、そのあたりも含めてちょっとどうしようかなというふうに思っています。

(委員長)

なかなか当事者であって言いにくいという部分もあるかもしれませんがね。ただ、安藤委員さんの方から、そういう意見も出たということで、こういう制度を活用する、その際に直接ある程度の力量を持ったNPOなんかにそういう委託といいますか、指定管理者制度を使って運営してもらうことも、考えていいんじゃないかという御意見があったということですね。その他ございますか。

(委員)

大変、失礼な、的はずれるかもしれませんが、県民活動支援センターの委託の決定方式と、それを委託を決められている時期っていうのは一体どういう時期なんでしょうか。私ども国の事業を一部受けていますけれども、だいたい国の事業ですと、年末までにはだいたいプレゼンテーションなり、申請なりが終わって年明けとともに、年末予算、政府予算が内定しますけれども、その時期にはだいたい年末ギリギリもしくは年明けの最初には、もう今年度はお願いしますよと、あるいはダメでしたということがくるんですが、県の場合はどういう時期になるんでしょうか。

(事務局)

実は受託される団体さんの方からも、なるべく早くというふうな御要望が常にございまして、もちろん準備期間等もございます。県としましてもできるだけそれは、県が直接委託するのではなくて、財団が間におりますので、そういうふうにはしたいのはやまやまなんですが、予算がですね、国は内示は12月にあるんですけれども、私どもが公表できるのが2月の中旬ということになりますので、その時点になっても本当はまだ議会が通っていないということにはなるんですけど、少なくとも2月中旬にならないと、予算案の発表ができないと。その段階でないと財団に予算が、県民活動支援センターの委託料として予算がつきますよということも公表できないという、非常に難しいジレンマ的なものがございまして、やむをえずその時期ぐらいから財団がだいたい公募をかけまして、コンペという形で決定が出るのが3月の半ば、それが内定、その後財団の理事会を終えまして、最終決定が3月の下旬と。それから一週間以内ぐらいで準備をしていただくと、受けられる団体さんの方の、非常に難しいような格好にはなっております。

それから、市町村との役割分担についても県として、県の支援センターとして何を一番重視しなければいけないのかっていう、最終的には取捨選択を迫られることになるのかなと。例えば、今お願いしている委託料が半分になった時に、センターとして何ができるのかと、何を一番残さなければいけないのかというのを今から我々もよく考えていかなければいけないかなとちょっと思っておりますので、こういう今議題にさせてもらっております。またおいおい相談したいと思っております。

(委員長)

よろしいでしょうか。だいぶ時間の問題もありますので、今黒瀬さんがおっしゃったようにセンターとして何を残さなければいけないのか、そこのところを議論していったら、いろんな管理運営形態ですね、財政の問題とか効率性の問題とも両立させるような形で何かいい案を作っていくってことが必要なんだろうと思いますね。本日はいろんな意見をいただきましたので、そのあたりの意見を事務局の方でも受け取っていただければと思います。よろしいでしょうか、それでは、次の議題の方にまいりたいと思います。次はボランティアアンケート、中高生のボランティア活動に関するアンケート調査についての資料がございますので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(事務局)

[説明省略]

(委員長)

ありがとうございました。これは、調査項目とかそういうものについて何か御意見をうかがえばよろしいですか。

(事務局)

はい。こういうのももう少し入れてみたらというようなことがあればということです。

(委員長)

それでは今御説明がありましたけど、気付いた限りで何か御意見とかございましたらよろしくお願いいいたします。

(委員)

前段で趣意書みたいところで、社会貢献の言葉がありますよね。2ページ目になるんですが、真ん中ぐらいです。この社会貢献らしきところは全く無いというのもちょっと変かなという気がして、問3ぐらいの中に何かしのばせることはできないのかなと、というような気もする。社会貢献が随分難しい感じもするんで、何か具体的な事例がないかな思いつつ、思い浮かばずにきてしまったのですが、何かないのかなというのが一つ。それから問5の中にですね、地域との関わりあいのようなものが調べることができないかなと、地域活動に参加をしたことがありますかどうかというか、極めて幅が広い言い方ですけども、地域でのいろんな行事に参加したことがありますかみたいなこともちょっと聞いてみたいというような気がします。学校単位でというのもありましょけども、地域の中でというのがこれから大きいものさしになるのではないかなというような気がしておりますから、その二点くらいを全体の中で感じました。あとは地区に関してはいいと思うんですけども、以上です。

(委員長)

ありがとうございました。そうですね地域の運用とか、当然あった方がいいと私も思います。そのほか何かございせんか。気がついたこと、もちろん今気がつかなくても後また会議が終わってから、こういうところはどうかというのを事務局の方にお伝え願ってもよろしいと思うんですけど。

ついでに気がついたことを言いますと、問4でイメージのところですね、たまたま数日前に私のところの卒業論文を読んでいたら、ボランティアイメージをやった学生がいます、これはボランティアイメージに関する調査って今までいろんなところでやられてて、国際比較なんかもあるみたいなんですけども、確かに高校生なんかのアンケートで国際比較の調査をやると、日本では非常に奉仕だとか、自分にはできないようなことだとか、やや重圧感を感じるようなそういうイメージが強いらしいですね。もちろんプラスイメージも相当今出てきてるんですが、そういう気合いを入れてやらないとダメだとか、近づきたいようなイメージが非常に強いらしいので、そういう項目ばかりを選択肢にあげるんじゃなくて、例えば、誰にでもできることだとか、あるいは充実感を得られるとか、これ

は思いつきなので、項目が非常に沢山ありますので整理した方がいいと思うんですが、なんかそういうふうな項目も入れた方がいいのかなという気がしますね。どうしても奉仕とか、こういう項目が沢山出ていると、それに左右される部分がありますので、ちょっとそういう正反対の項目も入れてみて、どういうふうな回答が出るか、ちょっと気になるというか、非常に興味深いなというふうな気がしています。それから、問6の取り組んだことがありますかというのと、問5でボランティア活動をする、平素するってやつは、質問の位置の関係になるんでしょうけど、敢えて分けた方がいいのかどうなのかということですよ。もう既に日常活動の中で知っているのであれば、問6はいらないでしょうし、このあたりはたいした話ではありません。非常に技術的な話ですので、御検討いただければと思いますけれども。

(委員)

湯田中で説明をさせてもらったNPOの話とか、ボランティアのお話をさせてもらったときに、ボランティア活動というすごく崇高な、まさに今の先生の言われたようなイメージが強くて、でも切手を集めたりとかちょっとしたときに関われるのもボランティアだよっていうと、ああそうかって、改めて思い浮かぶことってあるんですよ。身近でやれることってというのがちょっとなんか抜けてるような気がしました。だから集めるとか、もうちょっと身近でやれることが入っていると、あっそれだったらやったことがあるにマルが付くんですけど、そうでなければ無いに、私だったらこれ無いになるのかなとか思いながら、ありますけど、ちょっと思ってしまいました。

(委員長)

そうですね。切手寄附したりとか、募金なんかもそうですね。そういう身近なものも含めて考えたほうがいいんですよ。そのほかにかございますか。これはあの今述べましたように、この委員会が終わった後でも、もしお気付きの点がありましたら事務局の方にお伝え願えればと思います。アンケートの方はそういう形でやっていただければと思いますけれども。よろしいですかね。

(委員)

アンケートの、この目的のところにありますね。3行目の子どもが県民活動に取り組みやすい環境の整備に資すると。その子どもとですね、質問の中にある子供たちに、例えば質問の7ですけど、子供たちにスポーツ、レクレーションなどを指導するというような場合、これはアンケートを受ける子は中学生、高校生であるから、この子どもは自分よりも小さい児童という感じに7番の場合はとるのが、それから一番始めに申ししたのは青少年が県民活動に取り組みやすいという感じのものなのか、同じ子どもが使っているけれども、ちょっと意味合いが違った方がいいんじゃないかなという感じもしました。

(事務局)

検討します。ありがとうございます。

(委員長)

そうですね。表現を少し、今、林委員さんからも出ましたけれども、それからですね、林委員さんが非常に重要な御提言、目的のところには取り決めやすい環境整備に資すると書いてあるので、例えば、質問項目があまり増えるのもちょっとどうかと思うんですが、例えば、なぜ参加しないかとかですね、その理由ですよね。例えば、それは環境に問題があるのか、そういったところを少し明らかにしないと、環境に資するということに、目的にあまりこの調査が役立たないんじゃないかと思うので、そういうところを少し加えられてはどうかと思いますね。つまり、なんか本当にもう全然興味がなくて参加しないのか、これももちろん意見は建前になるかもしれませんが、何かいろんな事情があってできないのか、あるいは参加しているという場合も最近は学校なんかで授業で取り組んだり、ある種のボランティア学習なんかの導入もありますから、そういったものを総合学習だとか、そういった授業の一環として例えば参加するようなケースもあると思いますので、そのあたりが少し出てくるような調査にした方が、実際にどれだけ参加していった、それがどういう機会に参加しているのか、あるいは、きっかけですよね、参加してる人は。参加しない人はどういうふうな障害があるから参加しないのかというような、これはいろんな調査の中にそういう項目があると思いますので、もし余裕があればそういう項目を付けたらいかがでしょうか。

(委員)

その質問がいきなり出てくると、非常に堅いアンケートに感じるんですよ。これは大事なことだと思いますけれども、やっぱりテクニックとしてこれは大事な項目ですけれども、こういうものってのは最後の方にずーっと入れるといういうぐらいにしないと、これだけ見てあとの答えを書く気にならないんじゃないかなと。あるいは書いたにしても、非常に優等生な答えしか返ってこないかなという感じが個人的にはしました。

(委員長)

そうですね。そういう設問の順番って確かにあると思います。かなり答えがそれで左右されるってことがあります。そのほかよろしいですか。それでは、いろいろ意見が出ましたけれども、その辺の意見を加味して調査の方をもういっぺん修正していただければと思います。御意見があったらこの委員会の終了後でも、事務局の方に御意見を御提示いただければと思いますけれども。よろしいでしょうか。

それでは、今日のある意味非常に重要な部分というか、本題なのかもしれませんが、協働に関するガイドブックの作成のところですね。これはすごくページ数があるので、全部チェックすることはできないかもしれませんが、非常に重要なところですので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(事務局)

[説明省略]

(委員長)

非常に細かいものを含めて、だいぶ分量がありますので、なかなか全部についての意見というのは難しいと思いますけど、何か今の御説明で、ここはどうだろうかとか、御質問でも御意見でも結構ですけど、なんでも結構です。

(委員)

とりわけ山口県はコミュニティビジネスに対する熱意も強いようなので、県民活動団体の中で事業化されるコミュニティビジネス、いわゆるNPOが進める収益事業、分野との関わりあい、あるいはその比重も含めて一般の企業団体との線引きというのが非常に微妙になってくるのではないかと、これから先ですね。他県に比べたら非常にコミュニティビジネスにどんどん力を入れていこうというような姿勢がうかがえるだけにですね、ただ公益性でどうのこうのというところでは見えない部分が多分山口県の場合は県民活動団体の中に出てくるのではないかなと。これは経済的には非常に大事なことですし、雇用の関係からいっても非常に安定的に持続性のある事業体を作っていこうという視点では非常に大事なことなんで、それを否定するわけではないんですけども、県民活動団体の側からみると少しまた違うのではないかなという、懸念も多分これから派生するのではないかなと思っています。これはまだまだ予測の段階というか、想像する域を出てないんでわかりませんが、特に山口県においてはそこらあたりのところのこれからの状況の変化っていうのをですね、心しておいていただきたいなという気がいたします。多分、県民活動団体の定義もですね、そうなるのかなり変わってくるのではないかなという気がします。当然、公益法人法も変わっていくでしょうから、そこらでの定義というのは根本的に変わるという可能性もあるもんですから、あまりシビアにそここのところ線引きがどうのこうのということはないと思うんですけども、そういった状況の変化というのを是非しっかりつかんでおいていただきたいなということと、それからもう一つ、先ほど黒瀬さんもえらい気にされて、分量の点で気にされていた6ページのコミュニティ活動についての部分です。これが実際、市町村合併が進んでくると、ここのボリューム的にどうこうというよりも、県あるいは県から市町村に資金が流れていく中では、あるいは国のそういった形での合併がらみでお金を流す可能性ってのは地方制度調査会あたりのレポートを見ると、出てきそうな感じもするもんですから、ここのところもう少し書けない部分、書けないというか、状況がまだ定かでないから書けないということもあるでしょうけども、コミュニティ活動が今までの地域の連帯感でどうのこうのというようなレベルとは少し違う、もうちょっとつっこんで言うと地域を自ら経営していくというような視点での動きというのが多分これから求められるだろうし、動きとして出てくるだろうと。そういう予測も一つ持たせながら、このコミュニティ活動というのをですね、もうちょっと定義も含めて可能性というのが書き込めたらいいなと。というのは今までのコミュニティ活動のイメージを払拭させるような動きがですね、このコミュニティ活動と表現するのがいいのかどうかということも、ちょっと気になるころなんです。でも、一般の方々、県民の方々に引き続き地域の中で自主的に動く、あるいは自分たちのことは自分たちでやるんだというようなことを目指していく運動ということになるわけですね。こういうコミュニティ活動の言葉を通じつつも中身が少しずつ変化してきてますよというようなメッセージといいますかね、そうせざるをえない時代になってきてますよというような方向性というのも一つ書き込めたらいい

いのではないかな。当然それは県庁の職員の皆さん方にも意識を変えていただくということが大事な部分なんではないかなと思ってます。この前も地域活性化の研修会のときも、やっぱり地方分権がやっぱり地域の分権だし、一人一人の自立を促す部分が大きいわいで、そんな活動のベースになるのはやはりコミュニティ活動だろうなと思ってますので、少しスペースをさいていただければなという気がいたします。これは内部で検討していただいて、担当部署と議論といっても一緒ですから、そういうわけにはいかないでしょうけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

キーワードだけでも教えていただければなと思ひます。

(委員)

協働事業を実施していく中で協定書を作るというのも大事なんではないかというような話しが今作業として進んでいます。非常に具体的な項目を、20項目か30項目かあげてそれをお互いに持ち合おうと。ですから、手続としての文章はですね、それは受託か委託かそっちの協定書というか契約書ですから、それはそれなんですけど、それを補完するようなものがあるんじゃないかなというような話も今出てますんで、そのモデルのようなものも今手にしたりしてるんで、また黒瀬さんのところにもお届けします。それが普通に読めば一番よく分かるんですよ。中身のことが。こんなことを注意しとかなきゃいかなということになると思ひます。それを入れてもらうかどうかは別にして参考までにということで考えておいていただければと思ひます。

(委員)

今の協定のお話にちょっと近いニュアンスで御提案したかったところがですね、協働の具体的進め方の23ページあたりのどっかに一文入れていただくといいなと思ひたのですが、意見交換をするという場が必ず設定されるようになると思うんですけども、意見を求められてですね、こういう場に出て意見を述べるという場はよくあるんですけども、その後どうなったかというのがわからないという意見をよく聞くんですよ。それで結局、行政だったり、受託したNPOなりに不信感が生まれたりということをはよくあってですね、必ず経過報告をするというのを、約束事にしていただくといいんじゃないかなというふうに思ひました。

(委員)

なんかこれ具体的なイメージはあるんですか。今役割は読ませてもらってですね、だいたい僕のイメージはあるんですが。

(事務局)

もちろん基本計画にもですね、中間支援組織の育成ということで、協働のコーディネーターもやりましょうというような書き方をしてるんですけど。今、具体的に頭にありますのは、とりあえず県民活動支援センターがコーディネーターをこの県事業についてはやってい

こうと。中間支援組織がどんどん成熟されていって、本当にそういった協働のコーディネート、いろんなところの民間団体の情報を集めてきて、ここはこういうふうにやりたいとか考えておられるけれども県事業はないですかと、そういったこととかから育ってきた段階でまたちょっとこのところは改定していく必要はあるかと思いますが、今の段階ではやはり県民活動支援センターが情報を一番持っていると思いますし、県の情報も逆に支援センターから流しやすいということもございますので、ここは支援センターの職員の方に協働コーディネータになっていただきたいというふうに思っております。そうですね。一番いいのは県民活動団体がこういった事業について考えているかというのものもあるし、逆に県の方からこういった事業とか施策について提案をいただきたいとしたときの仲立ちを務めてもらいたなと。

(委員)

政策提言をとりまとめていくっていう、ですからコンサル業務に近い部分がありますよね。業務というよりも地域からあがってきたとしたら、今施策にはないけども、こういう事業をやったらどうみたいなこと、それを我々と一緒にやりましょうみたいなことを、まさに政策提言みたいなもの。それを組み立てていく役目としてはやっぱりコンサルに近い業務が多分これからサポートセンターの一つの役目みたいな気もするんですよね。ですから、今までコーディネーターだったり、サポートだったり、もう1ランク2ランク上ぐらいでプロデュースまではちょっとどうこうというのは、これは県が指針を出しておやりになればいいだけで、やはりコンサルのような仕事というのが業務の中身に出てくるかなと。これは前の一番最初のところでも話をすればよかった部分かもしれませんが、そんなイメージもちょっとわくんですよね。特にこの協働を具体的な事業を展開していく中で、政策提言大事だみたいな話をやったりする中で、そんな状況もこれから生まれるかなと、そんなのが少しこの協働コーディネーターあたりの役目のところではできるかなと、やってほしいなという思いも込めて。

(委員)

株式会社や有限のように収益をあげることが第一ということ、そこになると足場が基本的に違うのではないかなという懸念が生じる。ですから、今日の委員会では、県民活動側からですね、その本旨が変わらないような、違ってこないような形での協働のあり方を目指さないとまずいではないか。それは当然ブレーキをかけるのではなくて、経済的効果があるということだけではなくて、その物差し以外のところであちこちりばめられてくる。県全体としては、やはり今みたいな経済状況だと、どうしてもコミュニティビジネスの方に比重が移る可能性がある。

(事務局)

コミュニティビジネスの場合は、NPOだけではなくて、民間企業も入れるわけです。やはり、競合するということかなと思います。コミュニティビジネスとして県が何か委託するということがあれば考えなければいけないとは思いますが。

(委員)

立上げ支援という形で出てくるのではないが、可能性はあると思いますよ。他の部署あたりから。

(委員長)

確かに、ビジネスですから本来営利を目的とするわけです。きちっと線を引いた場合には、やはりコミュニティ・ビジネスは分けた方がいいという場合があるが、山口県の場合には、コミュニティ・ビジネスは公益性があるという現実がある。ただ、県民活動団体の中では、これまでの想定ではそれほど大きな比重を占めるという想定はない。ただ、安藤先生がおっしゃったように、それを切り分けることは実際上の問題としてでてくる可能性はありますね。

(委員)

29頁の「事業形態とそれぞれの留意点」があるが、そのほかの形態もありあますよね。先ほど平田委員さんがおっしゃったように、県庁職員の派遣であったり、あるいは、そのほかの財を提供するといったようなことが。留意点までいかなくとも、こんな協働の項目がありますよみたいなものをあげると10いくつあったように思う。人材の派遣や後援だってそうですよね。そんなのを入れると10個以上は最低でもあったのではないかな。それは一覧表のような形であがってきた方が職員にとってわかりやすいのではないかな。

(事務局)

名義後援なんかは「事業協力」の中に含めて記述している。

(委員)

そうですね。ですから、人材派遣なんかは「人材派遣」というか、一番ほしいところですからね。調査でいっても、農業関係はそうだが、もう補助金はいいと皆さん言われる。お金をもらえる道はいっぱいある。ほしいものは何かというと、補助人がほしい、補助人制度をつくってくれというようなことが、農水省の調査でも必ず出てくる。それはマネージメントができる人が1人ほしい。年はどうでもいい。1人でもいいから、うちの営農集団を切り盛りできる、数字の判る人とかたちで、補助人をリクエストするのは結構ある。それからすると、多分、新しい協働の事業のプログラムの中で、直接、県職員の派遣というようなことが要望としてでてくるかもしれない。

(委員長)

細かいところまで考えられて、まとめられていると思う。他に何か、何でもいいですがお気付きの点があれば。せっきくの機会ですから。多分、切り分け方としては、事業者への委託と、サービスというのは行政の場合どうしても出てくるが、県民活動団体がやるものというのは、単純にサービスの受け手と供給者の関係ではなく、相互に、要するに、県民活動団体というのは、サービスもするし、サービスもされる相手でもある。つまり、県民が参加するというのとは、そういう双方性の中で事業をやっていくということだ。そこが、

重要なことだ。他に何か気付きの点があれば。

(委員)

県民活動団体、協働を受託する側の団体の留意点はどこに書いてあるのか。例えば、具体的例で申し訳ないが、「自分たちは県と協働を受けてからこんなにしてもらえるんだ。」というかたちでいるんなところにアピールされる場合もあると思う。そういうことに関して、具体的にいうと、自分たちは協働を受けたから、県の支援センターがここまで支援すべきだというような質問を受けたことがある。県と協働することは、そこで対等な関係で、その事業が成功するように県民の人たちがいい形でその恩恵を受けられるようなかたちでやっていくような事業に是非協働という視点が必要だと思うが、受託する場合も当然、委託する場合も当然、そういった視点というものは必要なのではないかと思いました。

NPOの方々から、県とここまで受託をして事業が実施されるのでここもやってほしい、ここもやってほしいというかたちで要望が多くなる。私たちの場合もそうかもしれないが、やるからこれをやってちょうだいということで、今まで私は団体側の視点で、もしくはセンター運営側の視点としてでしたが、逆にそういうことばかり要求するのではないところも「対等」ということに関しては必要ではないかなと感じた。ですから、団体の中には県とやっているから自分たちはすごい団体で、全面的にいろんなところがバックアップしないといけないんだという感覚のところもなきにしもあらず。団体の中にはいろんな人がいるから。ということは、そういう団体と協働した場合に、県なり、支援センターなり、他の団体が振り回される可能性もあるのではないかという危惧があった。そういった視点というの、もしかしたら協働を受ける側の、こういったことには気を付けるべきですよといったところも必要だなと感じた。つい要望ばかりだしてしまうのも、「対等」ということになれば、逆に違うのではないかという視点もあるのではないか。

(委員長)

限定性がなくなっちゃうようなケースが出てくる。団体の方からみると。

(委員)

支援センターに来ると、あれもやれこれもやれという要望が出てくる可能性が、イベントになれば必ず受託した団体から「私たちが顔を出せ。」という要望があったとして毎月同じ曜日に何回も出ていけば、そういうところに全て出ていかないといけなくなってくる。協働コーディネーターを受けてしまったために、土日はそのイベントにかかりっきりということになってしまう可能性があるのも、団体側の視点も同時に、受託をしたときの心構えがあると本当にいいと思う。それは県がいわなくても、例えばセンターの方から協働コーディネーターとして場面に立ったときにこういうことは団体としては是非忘れないでくださいという形がある方がよい。

(委員長)

ある種の歯止めみたいなものですかね。県民活動団体の側からみると。きつい言い方をすると、やや下請けさせられるケースがあるかもしれませんよね。そういうものに気を付

けないといけない。県の方も気を付けないといけないし、県民活動団体の側でも協働するときに原則としてそういう歯止めがかかるような注意事項があった方がいいでしょう。

(委員長)

センターと県とで、県民活動団体向けの「協働」の定義みたいなものをつくるといいんでしょうね。

(事務局)

これは、行政職員向けということで、県民活動団体を選ぶときの留意点を書いてあるが、その裏返しということになるかと思う。行政はこういう観点からみるから、ここは押さえてねということだろうと思うが、一旦協働した団体とどこまでセンターが、コーディネーターが付き合っていかななくてはならないのか。何かやはりルールがいるのではないかなと。

(委員)

それは、支援センターだけでなく、ほかのところにも影響がある。

(委員長)

ほかに何かありますか。では、細かい点ですが、19頁の「副次的効果」の「副次的」というのはない方がよいのではないかな。

(事務局)

はい。落とします。

(委員長)

8頁のところ、先ほど安藤委員がコミュニティ活動のことをおっしゃったので、「新しいコミュニティ」は非常にいいと思うが、山口県の場合は旧来のコミュニティが機能が低下しているものもあるが、結構根強く頑張っているところもあるので、「(5)」のところは、もう少し表現を緩和するなり、あるいはそれにかわる新しいコミュニティというよりも、それを補完したり、あるいは新しいコミュニティ活動の担い手になるというような表現をもうちょっと緩和した方がよいのかなと思う。

そのほかはよろしいですか。これについても御意見があれば、審議会の方でもできると思います。事務局までいただければと思う。時間がだいぶ過ぎてしまったようですので、ここまでのところでガイドブックの作成についてはよろしいでしょうか。

それでは、「その他」の議題ということで最後に事務局の方からよろしくお願いします。

(事務局)

特別ございません。次回の審議会の方で再度見直しまして、提案させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは、大変苦勞をされて、工夫をされたわけですが、これはまた今日いただいた意見と、次回の審議会にかけるので、そのときにまた御意見をいただければと思います。では長時間お疲れさまでした。本日の審議をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。